

鹿児島大学教育学部附属
小・中・特別支援学校長
各市町村教育委員会教育長
総務部学事法制課長
教育庁本庁各課長
教育庁各出先機関の長
県教育委員会の所管する各教育機関の長

殿

鹿児島県教育委員会教育長

教育職員検定基準の一部改正及び特別免許状の授与に関する留意事項について
(通知)

このことについて、文部科学省が定める「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂を踏まえ、別添のとおり「教育職員検定基準（昭和36年鹿児島県教育委員会教育長告示第9号）」の一部を改正しましたので通知します。

ついては、貴所属の職員へ周知するとともに、各市町村教育委員会教育長及び総務部学事法制課長にあつては、所管する小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校へ周知をお願いします。

なお、改正の主な内容等は下記のとおりです。

また、特別免許状の授与に関する留意事項について、別添のとおり、今回の改正に伴い新たに定めましたので、今後の事務処理に留意してください。

記

1 改正内容

特別免許状制度をより一層活用できるよう、授与要件を以下のように改正する。

- (1) 教科に関する10年以上の実務経験を削除する。
- (2) 授与要件をより具体的に示す。

2 施行期日

令和5年3月22日（公布の日）

問合せ先

鹿児島県教育庁教職員課職員係
担当：赤石

Tel 099-286-5259

Fax 099-286-5667

※ 県立学校における文書管理表
上の分類番号「B-0-0(職員総括)」

特別免許状の授与に関する留意事項について

鹿児島県教育委員会

1 検定の対象者

検定の対象となるのは、次の(1)及び(2)の両方を満たす者とする。

- (1) 免許法第5条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (2) 次のア及びイのいずれにも該当する者であって、教育職員（以下「教員」という。）に任命し、又は雇用しようとする者（以下「任命者又は雇用者」という。）が学校教育の効果的な実施に必要があると認め、推薦する者。
 - ア 教科の専門的な知識経験又は技能を有する者
 - イ 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者

2 検定における必要書類

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 人物に関する証明書（第2号様式）
- (3) 実務成績証明書（第3号様式）
 - ※ 学校での講師経験等がある場合
- (4) 実地の経験及び技術に関する証明書（第4号様式）
 - ※ 企業等での勤務経験がある場合
- (5) 身体に関する証明書（第5号様式）
- (6) 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する旨の証明書又はこれに代わるもの
 - ア 就業（在職）証明書
 - イ 資格等証明書の写し
 - ウ 学業成績証明書
 - ※ ア～ウのいずれか
- (7) 特別免許状に関する推薦書（第18号様式の2）
- (8) 卒業若しくは修了等の証明書
- (9) 教育職員免許状の写し又は授与証明書
 - ※ 普通免許状又は特別免許状を有する場合
- (10) 申請理由書（様式任意）

3 検定基準

検定においては、特別免許状の授与申請を行う者（以下「申請者」という。）の人物、学力及び実務、身体について、授与要件を満たすものか否かについて確認するものとする。

(1) 人物の検定

人物の検定は、2(2)(7)(10)によって行い、申請者が、特別免許状の授与を受けるに足る社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すると判断される場合をもって合格とする。

(2) 学力及び実務の検定

学力及び実務の経験については、次のア又はイのいずれかに該当する者で、授与を受けようとする教科について専門的な知識経験又は技能が十分に涵養されていると判断される場合をもって合格とする。

ただし、次の（例）に掲げる状況等を踏まえつつ、優れた知識経験等を有することが確認できる場合には、以下のア又はイの基準のみによることなく教科に関する専門的な知識経験又は技能について確認を行うことができるものとする。

(例)

- 1 外国の教員資格
- 2 教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格
- 3 修士号，博士号等の学位
- 4 各種競技会，コンクール，展覧会等における実績（特に，競技会においてはオリンピック競技大会等国際的な規模において行われるものに出場した者，日本選手権若しくはこれに準ずる全国規模の大会において優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者。また，音楽や美術，工芸，書道の教科に関連する世界規模で行われるコンクールや展覧会等に参加や出展する者や，全国規模のもので優秀な成績を収めた者。）
- 5 大学における教職科目のうち都道府県教育委員会が必要と認めるものの履修又は教職を志望する者を対象とした体系的な研修の受講状況
- 6 学校現場における過去の勤務経験，免許状の授与に先立って行われる教員採用試験や模擬授業の実施による評価その他の各都道府県教育委員会が優れた知識経験等を有することを確認するために適切と認める事項の評価

ア 学校又は教育施設において教科に関する授業に携わった経験が最低1学期間以上にわたる者

(ア) 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設

(イ) 日本国内にある教育施設であって，幼稚園，小学校，中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

(ウ) 日本国内にある教育施設であって，その教育活動等について，次に掲げる団体の認定を受けたもの

- a アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）
- b アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）
- c グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）
- d スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）

イ 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人，財団法人，NPO法人等），外国にある教育施設等におけるもの）が，概ね3年以上あること。

(ア) 企業等における教科と関連する専門分野に関する職業経験

(イ) 外国にある教育施設における勤務経験

(ウ) 大学における助教，助手，講師経験

(エ) 各種競技会等に向けた選手等としての活動

(オ) 派遣された海外における教科と関連する専門分野の国際貢献活動の経験 等

(3) 身体の検定

身体の新定は，主として2(5)によって行い，教員として勤務遂行上支障ないと認める場合をもって合格とする。

4 任命者又は雇用者の推薦による学校教育の効果的実施の確認

申請者が勤務予定校に教員として配置されることにより，学校教育が効果的に実施される

ことについては、次の(1)～(3)の要件をすべて満たすことを確認する。

- (1) 2(7)の書類において、任命者又は雇用者が、申請者を勤務予定校に教員として配置することによって実現しようとしている教育内容が、具体的に示されていること。
- (2) 申請者に対して、特別免許状を授与する必要があること。ただし、以下に例示するように、(1)の教育内容を踏まえた上で、その実現のために必ずしも申請者に特別免許状を授与する必要がない場合にあつては、授与要件を満たさないものとする。
 - ・ 必ずしも申請者を教員として任命又は雇用する必要がない場合（申請者をゲストティーチャー、ティームティーチングにおける補助、土曜日に自主的に実施される教育課程外の活動に活用する場合）
 - ・ 免許を要しない非常勤講師（特別非常勤講師）としての届出で足りる場合
- (3) 申請者を教員として任命又は雇用するにあたって、勤務予定校において、以下のア及びイについての対応が十分になされていること。

ア 研修計画の立案、実施について

特別免許状所有者は、一般的に、指導計画、指導案、教材の作成、指導方法及び指導技術等に通じていないと考えられることから、勤務予定校において、普通免許状所有者が指導、支援を行う形での申請者に対する研修計画が立案され、実施されること。また、計画的に大学における教職科目の履修を促すこと。

加えて、申請者が、勤務予定校において、各教科のほか、総合的な学習の時間や道徳、特別活動（学級担任を含む。）、生徒指導等も担当する予定である場合には、当該研修において、これらの内容についても扱われること。

イ 学習指導要領等の共通理解のための体制について

申請者が、基本的な日本語力が不十分な場合にあつては、教科に関する学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るため、任命者又は雇用者、勤務予定校等において説明、支援が行われること。

5 第三者による教員としての資質の評価

第三者による教員としての資質の評価については、学校教育に関し学識経験を有する者による意見聴取を行うものとする。ただし、既に臨時免許状や特別免許状の授与を受けて教科に関する授業に携わっている者や特別非常勤講師制度等の活用により推薦を行う任命者又は雇用者が勤務実態を把握している者等については、書面による確認など必ずしも面接という方法によらないことも可能とする。

6 その他留意事項

- (1) 特別免許状の申請は、ア又はイの期間に申請しなければならないものとする。

ただし、鹿児島県教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

ア 4月から任命又は雇用される予定の者は、当該前年度の11月1日から12月31日まで

イ 10月から任命又は雇用される予定の者は、当該年の5月1日から6月30日まで

- (2) 任命又は雇用にあたっての留意事項

外国籍の申請者については、3の要件を満たした場合であっても、在留資格を有しなければ、日本において教育活動に従事することはできない。